

寺内保育所ほか 5 施設建築物定期検査業務委託仕様書

本仕様書は、建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に基づく、秋田市が管理する保育所、幼稚園の定期検査および報告書の作成を行うにあたっての基準を定めたものである。

業務実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正に実施すること。

1 委託期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 20 日まで

2 業務実施計画

受託者は、業務実施にあたって、各施設ごとの実施予定日を示した「実施計画書」を作成し、委託者に提出することとし、特別な事由により実施日の変更の必要があるときは、委託者の承認を得るものとする。

また、委託者の都合により実施日に変更があるときは、委託者は、事前に受託者へ連絡するものとする。

3 責任者の選定

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、従事者の中から監督者（現場代理人）、同代務者を各 1 名を選任し、「様式 1」により速やかに委託者へ提出すること。

4 検査資格者

業務を遂行するにあたり、下記のいずれかの資格を有している者を雇用し本業務に従事させることができること。

- (1) 一級建築士または二級建築士
- (2) 建築設備検査員

5 委託業務内容

受託者は、建築物の状況把握のため、建築基準法に基づき定期検査および報告書の作成を行うこと。

- (1) 本業務の対象施設および定期検査項目は別表1のとおりとする。
- (2) 本業務は仕様書に基づき行うこととし、本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年度版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。
- (3) 本業務は関係法令に基づき、既存建物、設備の把握に努め、次の適用基準書によって行うこととし、その結果を報告すること。

ア 特定建築物定期調査業務基準 2025年版

（（一財）日本建築防災協会）

イ 建築設備定期検査業務基準書 2023年版

（（一財）日本建築設備・昇降機センター）

ウ 建築物点検マニュアル・同解説

（（一財）建築保全センター）

- (4) 受託者は、業務中に発生した不具合については、委託者および当該施設担当者に速やかに報告し必要な応急措置を行うこととし、応急処置の費用は、業務委託金額に含むものとする。
- (5) 業務中に発生した不具合箇所の修繕に関しては、別途協議するものとする。

6 報告等

受託者は、前項に定める業務を完了した時は、速やかに委託者に対し下記のとおり成果品を提出すること。

また、様式については行政庁に提出するものに準じる。

- (1) 定期検査結果報告書 各施設1部
- (2) 定期検査結果表 各施設1部
- (3) 定期検査結果図（A3版） 各施設1部
- (4) 現地検査記録（検査結果に基づき必要写真を作成する） 各施設1部
- (5) 上記の電子データ（電子データの保存媒体および保存形式は監督員

の指示による) 1 部

7 安全の保持

受託者は、業務の実施に当たって、施設の職員および児童等に対する事故防止に留意すること。

8 その他（留意事項）

- (1) 業務に従事する者は、常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。
- (2) 受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。
- (3) この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

様式 1	
------	--

課 長	課長補佐	担 当

整理番号	
------	--

監督者（現場代理人）届			
（宛先）秋田市長		令和 年 月 日	
		住 所	
		請 負 者	
		氏 名	
監督者（現場代理人）を下記のとおり定めたので通知します。			
委 託 名			
委 託 場 所			
契 約 金 額			
契約年月日	令和 年 月 日		
技術者分類	技 術 者 氏 名	所持資格	備 考
監督者 （現場代理人） 氏 名	ふりがな		連絡先電話番号
代務者氏名	ふりがな		連絡先電話番号

対象施設および定期検査項目一覧

	施 設 名	住 所	特定建築物	建築設備
1	寺内保育所	秋田市寺内油田二丁目5-1	○	○
2	川添保育所	秋田市雄和椿川字長者屋敷33	○	○
3	雄和中央保育所	秋田市雄和種沢字戸草沢105	○	○
4	岩見三内保育所	秋田市河辺三内字外川原115	○	○
5	河辺保育所	秋田市河辺北野田高屋字上前田表68-1	○	○
6	金足西幼稚園	秋田市金足大清水字大清水台1-4	○	○

* ○印は業務対象である